

小野町飲用水確保対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で安心できる飲用水の安定的な確保を図るため、飲用井戸（飲用、炊事用、入浴用その他日常生活に使用する水）に給水施設を整備する者及び衛生的な飲用水を確保するために、井戸等の水質検査を行う者に対し、小野町補助金等の交付等に関する規則（昭和48年小野町規則第2号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 未給水区域 小野町上水道事業給水条例（平成10年小野町条例第1号）に規定する給水区域以外の区域及び給水区域内であっても配水管の敷設が著しく困難であると町長が認める区域。
- (2) 給水施設 飲用水の確保のために、飲用井戸等の取水及び浄水のうち町長が認めたもの。
- (3) 水質検査 水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号。以下「省令」という。）の表の上覧に掲げる事項について、福島県飲用井戸等衛生対策要領（平成元年福島県保健福祉部長通知（元環衛第463号））の水質検査項目（塩素消毒を含まない場合は、消毒副生成物を含まない。）に関する検査。
- (4) 浄水器 省令の表の下欄に掲げる基準（以下「水質基準」という。）に適合する水質に浄化する機器であり、かつ次の事項全てに該当するものをいう。
 - ア 飲用水を供給する給水装置に接続できること。
 - イ 耐用年数が通常の使用方法において5年以上であること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 主たる居住の用に供する住宅に飲用水を供給するために、給水施設を整備するために必要な次に掲げる経費で、その総額が10万円以上の場合を対象とする。

（以下「給水施設設置経費」という。）

 - ア 井戸ボーリング工事費
 - イ 取水管工事費
 - ウ ポンプ設置工事費（電気導線工事費を含む。）
 - エ 浄水器設置工事費
 - オ 水質検査費（給水施設設置後の検査に限る。）
 - カ その他町長が必要と認める経費

- (2) 井戸等を飲用水として使用する場合における水質検査に係る経費を対象とする。
(以下「水質検査経費」という。)

(補助申請者)

第4条 補助金の交付申請ができる者（以下「補助申請者」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 給水施設設置経費における補助申請者は、未給水区域において給水施設を整備する者で、次に掲げる要件を満たす者とする。なお、補助の回数は1回とする。

- ア 町内に現に居住している者又は居住しようとする者
- イ 現に飲用水の確保が困難な状況にあること。
- ウ 使用する者において町税等の滞納がないこと。
- エ 過去において、この要綱の規定による補助金の交付を受けていないこと。但し、災害等により給水施設が使用不能となった場合はこの限りではない。

- (2) 前号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は補助金を交付しない。

- ア 給水設備及びその付帯する設備を設置する場所を借り受けている者が、その土地の所有者の承諾が得られない者。
- イ 共同住宅

- (3) 水質検査経費における補助申請者は、次に掲げる要件を満たす者とする。なお、補助の回数は年1回とする。

- ア 町内に現に居住している者又は居住しようとする者。
- イ 使用する者において町税等の滞納がないこと。

(補助金額)

第5条 補助の金額は、次のとおりとする。

- (1) 給水施設設置経費における補助金の額

- ア 補助対象経費の3分の1以内の額とし、30万円を限度とする。ただし、算定した補助金の額に1千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
- イ 共同利用の給水施設にあっては、給水施設設置経費の3分の1以内の額とし、1戸当たり30万円を限度とする。なお、対象となる戸数で按分する。

- (2) 水質検査経費における補助金の額

- ア 補助対象経費の2分の1以内の額とし、3千円を限度とする。ただし、算定した補助金の額に百円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(交付申請)

第6条 補助申請者は、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 給水施設設置経費における補助申請者

- ア 飲用水確保対策事業（給水施設設置）補助金交付申請書（様式第1号）

- イ 工事予定場所の位置図
- ウ 工事設計図面（平面図等）
- エ 工事費等の内訳が明記されている見積書の写し
- オ 飲用水確保対策土地使用承諾書（共同利用の場合又は自己所有地以外の土地に給水施設を設置する場合）（様式第 2 号）
- カ 町税等の滞納が無いことを証する書類（住所地が、小野町以外の場合に限る。）
- キ 原水の水質が水質基準に適合しないことを証する書類（浄水器を設置する場合。）
- ク その他町長が必要と認める書類

（2）水質検査経費における補助申請者

- ア 飲用水確保対策事業（水質検査）補助金交付申請及び実績報告書（様式第 3 号）
- イ 水質検査採水箇所位置図
- ウ 水質検査結果の写し
- エ 水質検査の領収書の写し
- オ その他町長が必要と認める書類

（交付決定）

第 7 条 町長は、前条の交付申請書の提出があったときは、速やかに内容を審査し、必要に応じて現地等調査を実施し補助金の交付を決定するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により、補助金を交付することが適当であると認めた者（以下「補助決定者」という。）に対しては、飲用水確保対策事業補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により、交付しないと決定した者に対しては、飲用水確保対策事業補助金不交付決定通知書（様式第 5 号）によりそれぞれ通知する。

（変更承認申請）

第 8 条 補助決定者は、申請の内容を変更し、又は、中止若しくは廃止するときは、速やかに飲用水確保対策事業変更承認申請書（様式第 6 号）に必要な書類を添えて、町長に提出しその承認を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにこれを審査し、申請の内容が適当と認めるときは、補助決定者に対して、飲用水確保対策事業変更承認通知書（様式第 7 号）により通知する。

（実績報告）

第 9 条 補助決定者は、補助事業が完了したときは、事業完了後 30 日以内又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに、次に掲げる書類を添えて実績報告書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1）給水施設設置経費における補助決定者

- ア 飲用水確保対策事業補助金（給水施設設置）実績報告書（様式第 8 号）

- イ 工事請負契約書の写し
- ウ 補助事業に係る請求書（経費の記載があるもの）及び領収書の写し
- エ 工事写真
- オ 竣工図面（ボーリング工事を行った場合は柱状図）
- カ 水質検査結果の写し
- キ その他町長が必要と認める書類

（２）水質検査経費における補助決定者は、第６条第１項第２号の報告書の提出をもって実績報告とする。

（交付額の確定等）

第１０条 町長は前条第１項第１号の規定による報告書の提出があった場合は、内容を審査の上、補助金の額を確定し、飲用水確保対策事業補助金交付確定通知書（様式第９号）により補助決定者に通知する。

（交付請求及び交付）

第１１条 水質検査経費の補助決定者並びに前条の規定による通知を受けた補助決定者は、町長に飲用水確保対策事業補助金交付請求書（様式第１０号）を提出するものとし、町長はこれに基づき交付するものとする。

（交付の取消し）

第１２条 町長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- （１）虚偽その他不正な手段により補助金を受けたとき。
- （２）補助金をこの目的以外に使用したとき。
- （３）その他法令又はこの要綱に違反したとき。

（返還）

第１３条 町長は、前条の交付の取り消しをした場合は、当該取り消しに係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をすることができる。

附 則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行し、平成４０年３月３１日限り、その効力を失う。